

労働者派遣事業に係わる情報提供

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(第 23 条 5 項)の規定に従い、下記事業所における労働者派遣事業に係わる情報を公開致します。

対象期間 2023 年 6 月 1 日から
2024 年 5 月 31 日まで

事業所の名称	株式会社 サン・プランナー 富士宮オフィス
事業所の所在地	静岡県富士宮市大宮町 31-7 澤田ビル 1F、2F

1. 派遣労働者の数

派遣労働者の数(2024 年 6 月 1 日現在)	199 (人)
---------------------------	---------

2. 派遣労働者の役務の提供を受けた者の数

派遣先の実数(事業年度あたりの事業所数)	47 (件)
----------------------	--------

3. 派遣料金・派遣労働者の賃金に関する事項

派遣先労働者に関する料金額の平均額(1 日 8 時間あたりの額)	18,272 (円)
派遣労働者の賃金額の平均額(1 日 8 時間あたりの額)	12,201 (円)
マージン率	33.2 (%)

※マージンには、派遣労働者の社会保険料・有給休暇費用・教育訓練費なども含まれています。

4. 教育訓練に関する事項

e ラーニングによる教育訓練を実施しています。

5. その他労働者派遣事業の業務に関し参考と認められる事項

【福利厚生】 社会保険、有給休暇、育児・介護休業
【各種サポート】 キャリアカウンセリング、相談窓口の設置

6. 労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法 30 条の 4 第 1 項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2024 年 4 月 1 日~2025 年 3 月 31 日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者